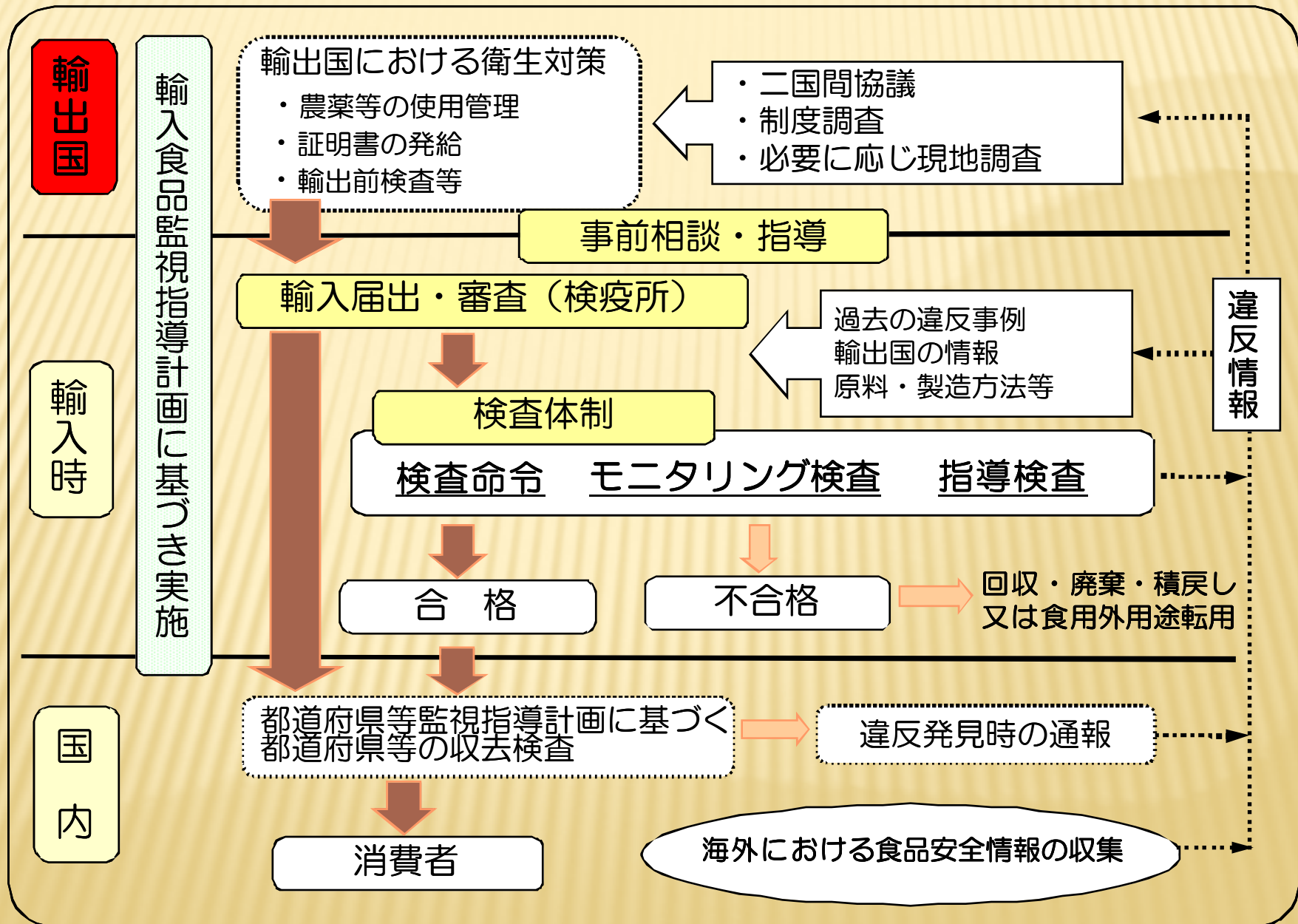


2. 輸出国対策

監視体制の概要



輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供

❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 計画的に主要な輸出国における衛生対策に関する情報収集及び現地調査の実施

❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた専門家の派遣や研修員の受入れ

輸出国における調査・協議（平成22年度抜粋）

対象国	品目	調査目的・協議内容	調査結果（抜粋）
タイ	農産物	管理体制の調査・確認、意見交換及び農場の現地調査（制度調査）	<p>【管理体制の調査・確認等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対日輸出食品の残留農薬に係る衛生管理は、中央政府及び地方局が実施。 ・ 中央政府は基準値設定、輸出時検査、輸出証明等を所管。 ・ 地方局は栽培時の農薬適正使用を指導。 ・ 輸出農産物の残留農薬管理は輸出相手国の中で最も低い値を採用。 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査により、農場の農薬使用指導状況、農薬保管状況を調査、パッキングハウスの管理状況を調査。 ・ 現地調査を踏まえ、作付け前の土壌試験について長期残留性農薬の項目追加を指摘。農薬移染防止対策について、効果が不十分なため対応を指摘。

輸出国における調査・協議（平成22年度抜粋）

対象国	品目	調査目的・協議内容	調査結果（抜粋）
韓国	水産物	管理体制の調査・確認、意見交換及び加工施設の現地調査（制度調査）	<p>【管理体制の調査・確認等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全管理組織は、農林水産食品部、国立水産物品質検査院等 6 組織で構成。 ・ 農林水産食品部は、輸出農産食品の生産段階の安全性管理、指導を所管。 ・ 農村振興庁は、輸出農産物の農家教育、技術指導を所管。 ・ 国立水産物品質検査院は、海域管理、輸出水産物の輸出国衛生管理に沿った検査（貝毒等）、加工施設の衛生管理等を所管。 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査により、アカガイむき身工場の衛生管理状況、シジミ、アゲマキガイの採取状況を調査。 ・ 現地調査を踏まえ、アカガイむき身工場の次亜塩素水濃度の管理、従事者の健康管理が不十分のため改善を指摘。

海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成22年度抜粋）

対象国	品目	内容	対応
アルゼンチン	ワイン	ナタマイシン汚染のおそれ	当該製造者が製造した製品が輸入届出された場合は、初回輸入時に自主検査を指導する措置を講じた。
全輸出国	八角	シキミを含むおそれ	八角及びこれを含む食品が輸入届出された場合は、シキミの混入の有無を確認するよう指導。
ドイツ	鶏肉、鶏卵、豚肉およびそれらの加工品	ダイオキシン汚染のおそれ	対象品目が輸入届出された場合は、汚染事例との関連性を確認するよう指導。